

5. 二次元コード付き届出書について

- ① 「P R T R 届出作成支援システム」 <http://www.nite.go.jp/chem/prtr/notify.html>
 「P R T R 排出量等算出システム」 <http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtr/index.html>

<二次元コードの届出書への印刷例>

～ 本紙 ～

様式第1（第5欄開き）		第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書	
		平成 28 年 4 月 1 日	
経済産業大臣（神奈川県知事） 段 甲 400-0013			
(5欄)届出者 住 所 (5欄)氏名		東京都世田谷区砧町1-2-2 カタミケミヤシタマチイチニツリツウ	
電話番号		03-3456-7890	
氏名		代表取締役社長 環境 太郎 （印）	
職名		（印）	
第一種指定化学物質の環境への排出量及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け付けます。			
事業所		第一種指定化学物質の名称 （印）	
事業者の名称 （印）		ベンゼン	
支店・部門の名称 （印）		400	
事業所の名称 （印）		単位 kg m ³ -T E O (付けり類の場合)	
事業所の所在地 （印）		排出先の河川、湖沼、海塘等の名称 （印）	
〒231-0009 神奈川県横浜市		（印）	
事業所において常時使用される従業員の数 （印）		0	
事業所における従業員の種別 （印）		10人	
事業所における従業員の年齢 （印）		業種コード 2000	
主たる事業 （印）		主たる事業 （印）	
主たる事業 （印）		主たる事業 （印）	
主たる事業 （印）		主たる事業 （印）	
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1のとおり	
本届出が法第5条第1項の諸条件に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）		1. 有 2. 無	
担当者部署 （印）		西浜第一工場環境安全部管理第一係	
氏名 花子		中和	
電話番号 123-456-7890(555)		乾燥・圧縮	
※受理日 年 月 日		※整理番号	
備考 1. 本届出書は、本規則第1条に掲げるものと同一のものとみなすことを要する。 2. 本規則第1条に掲げるものと同一のものとは、本規則第1条に定める各項目を記載すること。 3. 本規則第1条に掲げるものと同一のものとは、本規則第1条に定める各項目に、併せて1回目提出（新規登録に事務を開始した事業者においては事務を開始した日）における登記事務を記載すること。 4. 本規則第1条に掲げるものと同一のものとは、本規則第1条に定める各項目に、併せて2回目提出（新規登録にあっては、係員登録後）における登記事務を記載すること。 5. 本規則第1条に掲げるものと同一のものとは、本規則第1条に定める各項目に、併せて3回目提出（新規登録にあっては、係員登録後）における登記事務を記載すること。 6. 本規則第1条に掲げるものと同一のものとは、本規則第1条に定める各項目に、併せて4回目提出（新規登録にあっては、係員登録後）における登記事務を記載すること。 7. 本規則第1条に掲げるものと同一のものとは、本規則第1条に定める各項目に、併せて5回目提出（新規登録にあっては、係員登録後）における登記事務を記載すること。 8. 本規則第1条に掲げるものと同一のものとは、本規則第1条に定める各項目に、併せて6回目提出（新規登録にあっては、係員登録後）における登記事務を記載すること。 9. 本規則第1条に掲げるものと同一のものとは、本規則第1条に定める各項目に、併せて7回目提出（新規登録にあっては、係員登録後）における登記事務を記載すること。 10. 本規則第1条に掲げるものと同一のものとは、本規則第1条に定める各項目に、併せて8回目提出（新規登録にあっては、係員登録後）における登記事務を記載すること。 （二次元コード記載欄） 本紙 1/3 頁 本紙 2/3 頁 本紙 3/3 頁			
  			

別紙番号 1		
第一種指定化学物質の名称 ベンゼン		
第一種指定化学物質の番号		
400		
単位 kg m ³ -T E O (付けり類の場合)		
排出量		
イ 大気への排出	1 14.0 .	
ロ 公共用水域への排出	2 0 .	
ハ 当該事業所における移動（印）	0 . 0	
二 他の事業所における移動（印）	9 8 .	
運送先の下水道終末処理施設の名称		
イ 下水道への移動		0 . 0
ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）		1 21.0 .
当該第一種指定化学物質を含む 廃棄物の処理方法 法は種類		
① 脱水・乾燥 ② 燃焼 ③ 焼却・溶融 ④ 水分分離		
廃棄物の種類 （印）		
10 動植物性燃さ 11 動物や植物の不要物 12 コムくす 13 金属くす 14 分かくす・コリトくす・陶磁器くす 15 灰さい 16 がれき類 17 木くす 18 はいじん 19 糖類くす 20 その他		
※整理番号		
備考 1. 神奈川県環境化学審査についても本別紙を用いること。 2. 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の番号を記入する。 3. 第一種指定化学物質の名称及び第一種指定化学物質の番号欄には、令別表第一に掲げる名前（令別表第一に列名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該の名）及び番号を記載すること。 4. 本別紙は、第一種指定化学物質の名称及び第一種指定化学物質の番号欄に、令別表第一に掲げる第一種指定化学物質にあっては、係員登録後提出する登記事務を記載すること。 5. 公共用水域への移動が、当該の区域を構成する河川、湖沼、海塘等の名称に記載された場合は、伊丹した下水の処理が行われる施設の名前を記載すること。 6. 本規則に記載される登記の同一性を失わない範囲で登記情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本工業規格JIS X 0510適合するものを記載することができる。		
 		

※二次元コードはきちんと四角印刷されたものを提出してください。不鮮明なものや歪んだ形状では情報を正確に読み取ることができません。

※届出書の下部には二次元コードが印刷されます。印字されたままで提出してください。

二次元コードの数は届出によって異なります。また、届出の情報量が多いときは、本紙情報の二次元コードが別紙に印刷されたり、届出様式とは別の「二次元コード印刷専用紙」に印刷されたりすることもあります（白紙に二次元コードだけ印字される）ので、届出の際は必ず一緒に提出してください。

※二次元コードが印刷された届出書は、必ず本紙別紙とも全て一式で提出してください。

本紙のみ、別紙のみ印刷された届出書では、情報を正確に読み取れません。また変更届出を提出する場合も一式必要です。

※二次元コード付き書面届出書の別紙を追加または削除される場合は、**本紙から別紙一式を再度印刷し直してください。** 届出書ごとに印刷したタイミングが異なると、同一の届出書と認識できません。

②燃料小売業用排出量算出方法

燃料小売業の届出書は「P R T R 届出作成支援システム」を使用して容易に作成することができます。

当システムは、**排出量等計算・別紙作成機能**が搭載されています。ガソリン（ハイオク・レギュラー）、灯油、A重油の受入量、給油量から取扱量を算出し、ガソリン成分中の対象化学物質（8物質）を、算出式に従い排出量の値を表示します。

< P R T R 届出作成支援システム > 画面例

nite 公立行政法人 製品評価技術基盤機構

【注意】 本ページの算出方法は、ガソリンスタンドにおける地下貯蔵タンクの場合を想定しています。他の算出方法（燃焼器具の燃料等）には使えません。

算出結果から 別紙を作成する 算出結果を印刷

燃料算出

排出量を算出する 入力情報を表示

手順 <手順> クリックで展開・縮小します

入力

油種	受入時 (単位はキロリットルです)	給油時 (単位はキロリットルです)	ペーパー回収設備
プレミアムガソリン	0	0	○有 ◆無
レギュラーガソリン	0	0	○有 ◆無
灯油	0	0	○有 ◆無
A重油	0	0	○有 ◆無

入力後、「排出量を算出する」ボタンを押して下さい。

ガソリンの受入量／給油量等を入力します。

nite 公立行政法人 製品評価技術基盤機構

【注意】 本ページの算出方法は、ガソリンスタンドにおける地下貯蔵タンクの場合を想定しています。他の算出方法（燃焼器具の燃料等）には使えません。

算出結果から 別紙を作成する 算出結果を印刷

燃料算出

排出量を算出する 入力情報を表示

第一種指定化学物質	排出量 (kg)				合計排出量※ (別紙([イ]大気への排出)欄に記入する数値)	排出の 要・不要	合計取扱量 (t/年度)
	プレミアム ガソリン	レギュラ ガソリン	灯油	A重油			
053 エチルベンゼン	0	0	0	0	0	0	0
080 キシレン	0	0	0	0	0	0	0
296 1,2,4-トリメチルベンゼン	0	0	0	0	0	0	0
297 1,3,5-トリメチルベンゼン	0	0	0	0	0	0	0
300 トルエン	0	0	0	0	0	0	0
392 ノルマルヘキサン	0	0	0	0	0	0	0
400 ベンゼン	0	0	0	0	0	0	0
438 メチルナフタレン	0	0	0	0	0	0	0

※届出様式に記載する場合は、排出量の有効数字は2桁とすること。ただし、排出量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た値を記載することとする。

届出に必要な第一種指定化学物質を自動判定し、必要な別紙を自動的に作成します。